

## 特定個人情報の移転

移転先	法令上の根拠	移転先における用途
自立生活支援課／保育課	番号法別表第一の項目8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法別表第一の項目9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康課 保険年金課	番号法別表第一の項目10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
自立生活支援課	番号法別表第一の項目12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
地域福祉課	番号法別表第一の項目15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民税課/納税課/ 資産税課/保険年金課	番号法別表第一の項目16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
まちづくり推進課	番号法別表第一の項目19	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険年金課/納税課	番号法別表第一の項目30	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
自立生活支援課	番号法別表第一の項目34	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
地域福祉課/健康課	番号法別表第一の項目36-2	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹り災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法別表第一の項目37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
介護福祉課	番号法別表第一の項目41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法別表第一の項目44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法別表第一の項目45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
自立生活支援課	番号法別表第一の項目47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康課 保険年金課	番号法別表第一の項目49	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法別表第一の項目56	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険年金課	番号法別表第一の項目59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
介護福祉課	番号法別表第一の項目68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康課 保険年金課	番号法別表第一の項目76	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
自立生活支援課	番号法別表第一の項目84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康課	番号法別表第一の項目93-2	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
保育課 /児童青少年課	番号法別表第一の項目94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの